

総合評価落札方式における 予備自衛官等の評価について

防衛省が発注する建設工事の入札手続きで、工事現場となる駐屯地等に勤務経験のある予備自衛官等を現場配置する競争参加者については、総合評価落札方式で加点評価を行うこととしています。

退職自衛官である予備自衛官等が部隊の運用等に関する知見を活かし、駐屯地等との調整を円滑に進めることにより、工事の品質の確保に寄与するとの観点から評価するものです。

(対象)

自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場内の工事で、予定価格がWTO基準額未満のもの

(措置概要)

予備自衛官又は即応予備自衛官（退職自衛官であるものに限る）を工事現場に配置する場合に以下のとおり評価する

評価項目	評価の細目	評価基準	評価点
配置予定技術者の能力	予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置(配置した予備自衛官等に駐屯地等との調整業務を実施させる場合) 【①～③の要件を満たすこと】	A 当該駐屯地等の勤務経験者を配置	2点
		B 当該都道府県内の駐屯地等の勤務経験者を配置	1点
		C 隣接する県内の駐屯地等の勤務経験者を配置	0.5点

- ①当該工事の作業に直接従事する作業員等であること
- ②駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行うこと
- ③現場配置期間の延べ日数が30人・日以上あること

注1：下請企業が予備自衛官等を配置する場合も同様に評価する

2：現場配置予定者が複数名いる場合は、配置する日数の合計を配置期間とし、評価基準A、B、Cが混在する場合は、30人・日となる組み合わせにおいて評価点の低い方で評価する

詳細については、各工事の「入札公告」及び「入札説明書」をご確認ください。

防衛省整備計画局
施設計画課契約制度企画室
03-3268-3111（内線）36448